

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長



使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）については、平成24年厚生労働省告示第338号及び第339号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった新医薬品（内用薬13品目、注射薬6品目及び外用薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8,650	3,835	2,429	27	14,941

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- (1) サムチレール内用懸濁液15%
  - ① 本製剤をHIV感染患者におけるニューモシスチス肺炎の治療及び発症抑制のため

めに使用した場合、本製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

- ② 本製剤をHIV感染患者におけるニューモシスチス肺炎の治療及び発症抑制のために投薬する場合に限っては、新医薬品の処方日数制限（14日間を限度とする）の適用については、特例的に当該14日間の処方日数制限には服しないものとして取り扱うこと。（3（1）参照）
- ③ 本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「本剤は、副作用によりスルファメトキサゾール・トリメトプリム配合剤（ST合剤）の使用が困難な場合に使用すること。」及び「ニューモシスチス肺炎の発症抑制は、ニューモシスチス肺炎のリスク（CD4<sup>+</sup>細胞数が目安として200/mm<sup>3</sup>未満、ニューモシスチス肺炎の既往歴がある等）を有する患者を対象とすること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

(2) カンサイダス点滴静注用50mg及び同70mg

本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「発熱性好中球減少症の患者への投与は、発熱性好中球減少症の治療に十分な経験を持つ医師のもとで、本剤の投与が適切と判断される症例についてのみ実施すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

(3) オキファスト注10mg及び同50mg

本製剤はオキシコドン製剤であり、本製剤を投与した場合は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表区分番号「C108」在宅悪性腫瘍患者指導管理料又は「C108-2」在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定できるものであること。

(4) エムラクリーム

本製剤は、皮膚レーザー照射療法（単なる美容を目的として実施されたものを除く。）時の疼痛緩和について使用した場合に限り算定できるものであること。また、本製剤の使用上の注意において「国内ではシミ、シワ、ニキビ跡、脱毛等（半導体レーザーや炭酸ガスレーザー等を用いた皮膚レーザー照射療法）に対する本剤の有効性及び安全性は検討されていない。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

3 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 新医薬品（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）については、薬価基準の収載の翌月の初日から起算して1年間は、原則、1回14日分を限度として投与又は投薬することとされているが、処方日数制限を行うことが合理的でないと考えられる新医薬品について、当該処方日数制限の例外を設けているところ。

今般、掲示事項等告示の改正によって、新たに当該制限の例外とされる新医薬品は、次のとおりであること。

・サムチレール内用懸濁液15%（後天性免疫不全症候群に罹患している患者に投与するものに限る。）

- (2) オキシコドン製剤について、掲示事項等告示第十第一号の「療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

(参考)

## 薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1 内用薬	アジルバ錠20mg	アジルサルタン	20mg 1錠	136.90
2 内用薬	アジルバ錠40mg	アジルサルタン	40mg 1錠	205.40
3 内用薬	イグザレルト錠10mg	リバーロキサパン	10mg 1錠	372.40
4 内用薬	イグザレルト錠15mg	リバーロキサパン	15mg 1錠	530.40
5 内用薬	エビリフアイOD錠3mg	アリピプラゾール	3mg 1錠	94.40
6 内用薬	エビリフアイOD錠6mg	アリピプラゾール	6mg 1錠	179.30
7 内用薬	エビリフアイOD錠12mg	アリピプラゾール	12mg 1錠	340.70
8 内用薬	エビリフアイOD錠24mg	アリピプラゾール	24mg 1錠	647.40
9 内用薬	サムチレール内用懸濁液15%	アトバコン	750mg 5mL 1包	1,679.60
10 内用薬	ルネスタ錠1mg	エスゾピクロン	1mg 1錠	49.60
11 内用薬	ルネスタ錠2mg	エスゾピクロン	2mg 1錠	78.70
12 内用薬	ルネスタ錠3mg	エスゾピクロン	3mg 1錠	99.80
13 内用薬	レグナイト錠300mg	ガバペンチン エナカルビル	300mg 1錠	98.50
14 注射薬	オキシアスト注10mg	オキシコドン塩酸塩水和物	1% 1mL 1管	352

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
15	注射薬 オキコトアスト注50mg	オキシコドン塩酸塩水和物	1% 5 mL 1 管	1,609
16	注射薬 カンサイダス点滴静注用50mg	カスボファインギン酢酸塩	50mg 1 瓶	16,256
17	注射薬 カンサイダス点滴静注用70mg	カスボファインギン酢酸塩	70mg 1 瓶	21,992
18	注射薬 ボナロン点滴静注バッグ900μg	アレンドロン酸ナトリウム水和物	900 μg 100mL 1 袋	4,498
19	注射薬 ランマーク皮下注120mg	デノスマブ(遺伝子組換え)	120mg 1.7mL 1 瓶	45,155
20	外用薬 アイファガン点眼液0.1%	ブリモニジン酒石酸塩	0.1% 1 mL	438.20
21	外用薬 エムラクリーム	リドカイン・プロピトカイン	1 g	171.90

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○電気事業法施行規則等の一部を改正する省令(経済産業三二五)

### 〔告 示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件  
(政治資金適正化委三三三)

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件(法務一五四)

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令第二号の規定に基づき、技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関と事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める件(同一五五)

○円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件(外務一五一)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働三三八)

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件(同三三九)

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件(同三四〇)

○森林病虫害等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をする等の件  
(農林水産一〇二二)

○森林病虫害等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第四号に掲げる命令をする等の件(同一〇二四)

○森林病虫害等防除法第三条第二項の規定に基づき、特別伐倒駆除を命ずる等の件(同一〇二五)

○森林病虫害等防除法第三条第三項の規定に基づき、補充伐倒駆除を命ずる等の件(同一〇二六)

○電気事業法施行規則第五十二条第一項の表第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号並びに第五十六条の表第四号から第七号まで並びに第七十九号第一号並びに第九十四条第一項第六号並びに別表第二の発電所の項中(1)及び(2)並びに別表第二の発電所の項中(1)及び(2)の下欄の事前届出を要するもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備を定める告示  
(経済産業一〇〇)

○電気事業法施行規則第五十二条の二第一号の要件、第一号八及び第二号の機械器具並びに第一号二及び第二号八の算定方法等並びに第五十三号第二項第五号の頻度に関する告示の一部を改正する告示(同一〇二一)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(国土交通四六五)

○東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等を定める件(環境七六)

○海上における空対空射撃訓練を実施する件(防衛一〇〇一〇三)

○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射撃訓練及び試験を実施する件(同一〇〇四)

○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射撃訓練を実施する件(同一〇〇五)

○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件(同一〇〇六)

○近畿地方整備局九七(一〇〇)

○都市計画に関する件  
(中国地方整備局七四)

### 〔公 告〕

#### 諸事項

裁判所  
相統、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係  
特殊法人等  
財務省共済組合定款の一部変更関係  
地方公共団体  
教育職員免許状取上げ処分関係  
会社その他

### 〔人事異動〕

内閣 海上保安庁

### 〔官庁報告〕

官庁事項

東北地方整備局公示(東北地方整備局)

### 〔資 料〕

閣議決定等事項

7 (1) インド政府は、JICA について、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。  
 (2) インド政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。  
 (a) 借款が生産物若しくは役務又はそれらの輸入、製造、調達若しくは供給に関連してインドにおいて課されるいかなる租税の支払にも使用されないこと。  
 (b) 請負業者又はコンサルタントが支払う個人所得税又は法人税を除くいかなる税も、実際の調達手続において容易に判別できる税（主要請負業者又はコンサルタントとインドの実施機関との間の直接契約により計画に供給される最終の生産物又は役務に関連して課される税を含む）である場合には、インドの実施機関により支払われること。  
 8 インド政府は、次のことのために必要な措置をとる。  
 (a) 借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。  
 (b) 借款に基づき施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びインドの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。  
 (c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。  
 9 インド政府は、要請に応じ、日本国政府及び JICA に対し、次のものを提供する。  
 (a) 計画の進捗状況についての情報及び資料  
 (b) 計画に関連するその他の情報  
 10 両政府は、この了解から又はそれらに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。  
 11 この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。  
 本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインド政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日付に効力を生ずるものとするを提案する光栄を有します。  
 本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。  
 二千十二年三月二十九日にニューデリーで

インド財務省  
 経済局局长 プラボード・サクセナ閣下  
 付表

1	2	3	4	5
事業計画名	供与限度額	利率	償還期間	支出期間 (借款契約の発効の日以後)
1 デリー高速輸送システム建設計画フェーズ 3	千二百七十九億千七百九十	一・四	十年の据置期間 その後二十年	六年
2 西ベンガル州森林・生物多様性保全計画	六十三億七千	〇・六五	十年の据置期間 その後三十年	十年
3 コンサルタントに対する支払部分	〇・〇一	〇・〇一		
4 コンサルタントに対する支払部分	〇・〇一	〇・〇一		
5 コンサルタントに対する支払部分	〇・〇一	〇・〇一		

総額 千三百四十二億八千八百万円

(訳文) (インド側書簡)  
 書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。  
 (日本側書簡)  
 本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日付に効力を生ずるものとするに同意する光栄を有します。  
 本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。  
 二千十二年三月二十九日にニューデリーで

インド財務省  
 経済局局长 プラボード・サクセナ  
 日本国特命全權大使 青木昭隆閣下  
 日本国特命全權大使 青木昭隆閣下  
 厚生労働省告示第三百三十八号  
 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。  
 平成二十四年四月十七日  
 厚生労働大臣 小宮山洋子  
 別表に第 6 部として次のように加える。

品名	注	薬名	規格	薬格	単位	薬価
(あ) フジリン錠 20mg					20mg 1錠	136.90
フジリン錠 40mg					40mg 1錠	205.40
(い) イナザリルト錠 10mg					10mg 1錠	372.40
イナザリルト錠 15mg					15mg 1錠	530.40
(ろ) エビウツラン ODD 錠 3mg					3mg 1錠	94.40
エビウツラン ODD 錠 6mg					6mg 1錠	179.30
エビウツラン ODD 錠 12mg					12mg 1錠	340.70
エビウツラン ODD 錠 24mg					24mg 1錠	647.40
(ろ) サムサール内用懸濁液 15%					750mg 5 mL 1包	1,679.60
(ろ) ルネスタ錠 1mg					1mg 1錠	49.60
ルネスタ錠 2mg					2mg 1錠	78.70
ルネスタ錠 3mg					3mg 1錠	99.80
(れ) レグナント錠 300mg					300mg 1錠	98.50
(お) オキプロスト注 10mg					1% 1 mL 1管	352
オキプロスト注 50mg					1% 5 mL 1管	1,609

